

令和6年6月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和6年6月7日（金） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年6月7日（金） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員	増 田 恭 子	2 番議員	清 水 健 一
3 番議員	佐 藤 明 孝	4 番議員	平 川 勇
5 番議員	川 岸 和 花 子	6 番議員	岡 戸 章 夫
7 番議員	加 藤 久 幸	8 番議員	中 根 信 一 郎
9 番議員	吉 筋 恵 治	10 番議員	中 根 幸 男
11 番議員	西 田 彰	12 番議員	亀 澤 進

5 不 応 招 議 員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
防 災 監	小 澤 幸 廣	政策企画課長	森 下 友 幸
財 政 課 長	鈴 木 俊 久	税 務 課 長	長 野 了

住民生活課長	鈴木 知 寿	福祉課長	小澤 貴代美
健康こども課長	朝比奈 礼子	産業課長	栗田 俊 助
建設課長	岡本 教 夫	定住推進課長	鈴木 孝 佳
上下水道課長	小坂 一 郎	会計課長	古川 敏 勝
学校教育課長	塩澤 由 記 弥	社会教育課長	三澤 由 紀 子
病院事務局長	朝比奈 直 之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩 井 秀 司 議会書記 森 下 幹 子

10 会議に付した事件

議案第46号 森町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 議案第47号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 議案第48号 森町税条例の一部を改正する条例について
 議案第49号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 議案第50号 森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第51号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
 議案第52号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
 議案第53号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について
 議案第54号 令和6年度森町一般会計補正予算（第4号）
 議案第55号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第56号 令和6年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第57号 財産の減額貸付について

< 議事の経過 >

議長	(吉 筋 恵 治 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 6 年 6 月 森町議会定例会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。 発言するとき、発言が終了したときに、マイクボタンを押すようにお願いします。 ここで、お諮りします。 森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。 本定例会は、感染症対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。 御異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者多数)
議長	(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。 したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。 それでは、日程に入ります。 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、11番西田彰君及び12番亀澤進君を指名します。 日程第 2、「会期の決定」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日から 6 月 26 日までの 20 日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者多数)
議長	(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から 6 月 26 日までの 20 日間に決定しました。

日程第 3、「報告事項について」、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「令和 5 年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、「令和 5 年度森町一般会計事故繰越し繰越計算書について」、「令和 5 年度周智郡土地開発公社決算及び令和 6 年度事業計画・予算について」以上、4 件の報告が来ております。

サイドブック스에掲載のとおりでございますので、御了承願います。

日程第 4、議案第 46 号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第 46 号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町固定資産評価審査委員会委員であります西谷ひろみ氏が本年 6 月 18 日をもって任期満了となることから、同氏を引き続き委員として選任したく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

森町固定資産評価審査委員会の職務は、固定資産台帳に登録された価格に関する不服について、納税者から審査の申し出があった場合に、委員 3 人で合議体を構成し、町長とは独立した中立的な立場から審査及び決定することです。

西谷ひろみ氏は、令和 3 年 6 月 19 日から委員を務めていただいております、現在 1 期目であります。

経歴書記載のとおり、長年にわたり森町役場に勤務され、行政

経験と知識が豊富な人で、誠実かつ真面目な人柄であり、地方税法に定める委員の兼職禁止事項及び欠格事項に抵触いたしませんので、委員として適任であると考えます。

なお、任期は令和6年6月19日から令和9年6月18日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西 田 彰 君) 西谷さんを選任することには同意をいたしますが、一点お聞きします。

評価委員ということで、今の町長の説明の中では不服審査の申し出があった場合に、その委員の人たちが審査するということですが、近年そういった不服審査を申し出た例があるのでしょうか。

それは高いのか安いのかというようなことで、結論はどうなっているのか、分かれば教えてください。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

総務課長

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

詳細については申し上げられませんが、近年でございますと令和3年度に審査の申し出が2件ございました。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

11番議員

(西 田 彰 君) 案件については聞きませんが、それが納税者にとっては高すぎるとか、それで対応としてはどうだったのか、そこを明らかにできるならば、お願いします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

総務課長

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

回答できる範囲ということで、売買価格交渉として森町の路線

価は価格形成要因に統一性がない根拠を示し、統一してほしいであるとか二重路線価及び路線価に敷設する私道の定義が曖昧であり、根拠を示してほしいという内容が1件ございました。

もう1件については、土地の評価額についての減額というものでございました。以上です。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第46号は、同意することに決定しました。

日程第5、議案第47号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第47号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「一般職の職員の給与に関する法律」が令和5年11月に改正され、それに伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」に定められている非常勤消防団員及び消防作

業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について改正されたため、本条例を改正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第6、議案第48号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第48号「森町税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」が令和6年3月30日に公布され、その中の新たな公益信託制度の創設に関連する所要の改正を行うものであります。

まず、公益信託制度につきまして、御説明申し上げますと、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度であります。

現行では、主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことを背景に、公益法人と比べ利用されていない現状があります。

こうしたことから、国では、主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定することで、国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図るため、新たな公益信託制度への見直しを行っております。

このことにより、公益信託が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決のための中核的な手段となることが可能になり、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献できるよう、制度を整えるものであり、その中で森町税条例に係る所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容について、御説明申し上げます。

公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置を講じるとともに、公益信託の信託財産について生じる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととする特例措置を廃止すること等に係る所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第7、議案第49号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第49号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が令和6年3月13日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、関連する所要の改正を行うものであります。

本案は、自治体が基準を定める条例の制定にあたり、従うべき

国の基準である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へ、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1へ改正を行うものであります。

なお、施行期日は、公布の日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第8、議案第50号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第50号「森町放課後児童クラブの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町内に6か所設置している森町放課後児童クラブのうち、飯田小学校へ通う児童の利用希望者が増加し、既設の施設では受入れが困難であることから、新たに、飯田小学校内に「飯田第2放課後児童クラブ」を設置し、既設の飯田放課後児童クラブを「飯田第1放課後児童クラブ」へ改称するものであります。

なお、施行期日は、公布の日からとするものでありますが、「飯田第2放課後児童クラブ」については、2学期からの開所を予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第9、議案第51号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第51号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年5月19日公布、令和6年4月1日施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正により、保護命令制度が拡充され、従来の保護命令が、接近禁止命令と退去等命令に、それぞれ規定されたことに伴い、関連する所要の改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、公布の日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第10、議案第52号「地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第52号「地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「地方自治法の一部を改正する法律」が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、「森町監査委員条例」、「森町病院事業の設置等に関する条例」及び「森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」の3条例について、引用法令の条項を改めるものであります。

なお、施行日は、公布の日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 日程第11、議案第53号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第53号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例は、昭和天皇の崩御に伴い、「公務員等の懲戒免除等に関する法律」第3条及び第5条の規定に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、必要な事項を定めるものです。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行され、本条例第3条で引用する条にずれが生じたことから、本条例の一部改正を検討いたしました。が、本条例の対象が、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた職員、及び地方自治法第243条の2の8の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものであり、今後、対象となる職員や債務が発生することはないと判断できることから、廃止するものであります。

なお、在籍する職員に懲戒免除の対象となった職員はおりませんが、条例廃止後も条例に基づく当時の免除が有効であることを

明確にするため、経過措置を設けております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第12、議案第54号「令和6年度森町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第54号「令和6年度森町一般会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ550,002千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,430,748千円とするものであります。

第2表地方債補正につきましては、まず、農林水産業施設災害復旧事業でございますが、本補正予算の災害復旧費に計上しております林道災害復旧事業、及び、現年発生林道補助災害復旧事業の事業費の追加に伴い増額するものでございます。

次に、学校教育施設等整備事業でございますが、本補正予算の教育費に計上しております小学校空調施設工事の事業費の追加に伴い増額するものでございます。

次に、緊急防災・減災事業でございますが、本補正予算の消防費に計上しております防災対策経費の事業費の追加に伴い増額するものでございます。

また、緊急自然災害防止対策事業でございますが、本補正予算の土木費に計上しております町単独河川改修事業の財源として増額する変更でございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10ページ、2款1項1目一般管理費770千円につきましては、10月からの児童手当制度改正に伴う職員給与システム改修委託料でございます。

5目財産管理費1,000千円につきましては、3月28日から3月31日にかけて、ヤマハリゾート葛城ゴルフ倶楽部で行われた、ヤマハレディースオープン葛城の大会運営に対する協力への感謝として、ヤマハ株式会社、及び、ヤマハ発動機株式会社から寄附の申し出を受けましたので、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

9目自治振興費2,300千円につきましては、自治総合センター・コミュニティ助成金を受けて、町内会が実施するコミュニティ活動に必要な設備等の整備事業を助成するものでございまして、当初予算では、1件2,500千円を計上しておりましたが、見込みを上回る2件480万円の助成金の内示をいただきましたので、助成金2,300千円を追加するものでございます。

10目情報管理費36,118千円につきましては、先行自治体のガバメントクラウド接続における事例から、スケジュール遅延の状況が複数発生したことを踏まえ、令和7年度末の期限を見据え、ガバメントクラウドへ接続するためのネットワーク構築を前倒して対応する必要が生じたことから標準化・共通化システム整備委託料等を計上するものでございます。

2項1目企画総務費2,000千円につきましては、地域タクシー運行事業費でございまして、日中の公共交通空白地域である一宮地区、及び、園田地区に、新たな交通手段である地域タクシー導入の実証運行を行うための経費を計上するものでございます。

11・12ページ、3款1項3目国民健康保険費8,283千円につきましては、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴う国民健康保険事務処理標準システム改修費に係る、森町国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

4目老人福祉費13,282千円につきましては、愛光園天宮サテラ

イトが実施する、定員29人以下の地域密着型・小規模施設が大規模修繕の際に併せて実施する介護ロボット・ICTの導入経費を補助する介護サービス提供体制整備促進事業費補助金でございます。

2項1目児童福祉総務費1,690千円につきましては、森っ子就学応援金について、当初予算で計上しました見込みに対し、支給対象者の増となった分の追加をお願いするものでございます。

2目児童手当費64,600千円につきましては、令和6年10月からの児童手当制度について、支給時期を、現在の年3回から年6回へ、支給対象を、現在の中学生までから高校生年代までへ、所得制限を、現在ありとなっているものを所得制限なしへ、支給額を、現在、3歳から小学校修了までの第3子以降が1万5,000円となっているものから0歳から18歳までの全年齢で3万円へ、第3子加算対象年齢を、現在、18歳年度末までとなっているものから22歳年度末までへ改正となるため、必要経費を補正するものでございまして、具体的には、消耗品費や通信運搬費、金融機関振込手数料、システム改修委託料、及び、児童手当費でございます。

13・14ページ、4目児童福祉施設費15,601千円につきましては、飯田放課後児童クラブの長期休暇期間の開設経費、及び、飯田第2放課後児童クラブの新規開所の費用を計上するものでございまして、内訳は、運営費分で、光熱水費、児童保険料及び包括業務委託料の計1,087万4,000円、施設整備費分で、消耗品費、修繕費、諸備品購入費の計472万7,000円でございます。

4款1項2目予防費46,125千円につきましては、新型コロナウイルス感染症予防接種を定期接種として実施する費用でございまして、65歳以上の人を3,780人、60歳から65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器等の障害のある人を3人、生活保護受給者を14人と見込み、新型コロナウイルス定期予防接種委託料や新型コロナウイルス定期予防接種負担金等を計上するものでございます。

15・16ページ、3項1目水道総務費1,000千円につきましては、

飲料水供給施設整備に対する補助金でございまして、当初予算額分を既申請により執行する予定となったことから、今後の補助申請に備え、当初予算同額を補正するものでございます。

8款3項2目河川維持改修費2,890千円につきましては、園田地区草ヶ谷地内の準用河川伊豆橋沢川改修事業、及び、三倉地区三倉地内の普通河川かじや沢改修に伴う測量設計業務委託料でございまして。

17・18ページ、9款1項5目災害対策費1,430千円につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響で部品調達が難しく、無線機本体の確保ができない状態であった行政デジタル無線機器の納入目処が立ったため、これまでの機構改革による新課分の健康こども課及び財政課について整備する諸備品購入費でございまして。

10款2項1目学校管理費3,200千円につきましては、飯田第2放課後児童クラブの新規開所による会議室等の移動に伴うエアコンの整備を実施するため、追加するものでございます。

6項3目文化振興費1,006千円につきましては、令和6年11月に台湾台北市で開催される国際茶業博覧会、及び、令和6年11月から令和7年5月に台湾糖業博物館において、開催予定の鈴木藤三郎文化特別展での活用を見込み、3か国語のチラシ作成と、令和5年度に作成した森町の偉人PR動画に、台湾語・英語のテロップを追加するための経費でございまして、台湾語訳監修謝金、印刷製本費、森町の偉人PR動画翻訳等手数料でございまして。

19・20ページ、7項2目体育施設費5,918千円につきましては、令和5年12月補正に計上した町営グラントイレ浄化槽改修工事の設計が令和6年3月25日に完了したことを受け、改修工事を実施するための経費の計上でございまして。

11款1項1目農業用施設災害復旧費30,000千円につきましては、令和4年9月の台風15号により被災した間詰地区北川原水路等災害復旧工事について、令和4年度から令和5年度へ繰り越し

たものの、県の河川災害復旧事業の進捗状況から契約に至らず、事故繰越とならなかったものを、過年発生農業用施設補助災害復旧事業として改めて計上するものでございます。

2 目林道災害復旧費312,560千円のうち、説明欄0001林道災害復旧事業20,000千円につきましては、令和6年2月19日から20日の豪雨により被災した、林道不動沢線の橋台基礎洗掘に伴う復旧工事を実施するための経費を計上するものでございます。

次に、0002現年発生林道補助災害復旧事業292,560千円につきましては、令和6年2月19日から20日の豪雨により被災した、林道明ヶ島線及び大尾大日山線の復旧工事を実施するための経費を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、15款1項1目民生費国庫負担金52,744千円につきましては、児童手当費に対する国の負担金でございます。

2項2目民生費国庫補助金15,534千円のうち、子ども・子育て支援交付金5,199千円につきましては、児童クラブの運営費・改修費に対する国の補助金でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金10,335千円につきましては、児童手当制度改正対応に対する国の補助金でございます。

16款1項1目民生費県負担金1,147千円につきましては、児童手当費に対する県の負担金でございます。

2項2目民生費県補助金18,481千円のうち、県介護サービス提供体制整備促進事業費補助金13,282千円につきましては、愛光園天宮サテライトが実施する事業への補助金に対する県の補助金でございます。

放課後児童健全育成事業費等補助金5,199千円につきましては、児童クラブの運営費・改修費に対する県の補助金でございます。

7 目消防費県補助金476千円につきましては、行政デジタル無線機器整備に対する県の補助金でございます。

9 目災害復旧費県補助金214,860千円のうち、過年発生農業用

施設補助災害復旧事業補助金24,696千円につきましては、問詰地区北川原水路等災害復旧工事に対する県の補助金でございます。

現年発生林道施設補助災害復旧事業補助金190,164千円につきましては、林道明ヶ島線及び大尾大日山線の復旧事業に対する県の補助金でございます。

18款1項3目教育費寄附金1,000千円につきましては、ヤマハ株式会社、及びヤマハ発動機株式会社からの寄附金でございます。

7・8ページ、19款2項7目ふるさと応援基金繰入金1,690千円につきましては、森っ子就学応援金に充当するものでございます。

20款1項1目繰越金64,037千円は、財源調整としての計上でございます。

21款3項3目雑入69,933千円のうち、自治総合センター・コミュニティ助成金2,300千円につきましては、コミュニティ助成金に対する自治総合センターからの助成金でございます。

デジタル基盤改革支援補助金36,118千円につきましては、標準化・共通化システム整備に対する地方公共団体情報システム機構からの補助金でございます。

新型コロナウイルス定期予防接種助成金31,515千円につきましては、新型コロナウイルス定期予防接種に対する新薬・未承認薬等研究開発支援センターからの助成金でございます。

22款1項5目土木債1,800千円につきましては、河川改修事業に対する財源として緊急自然災害防止対策事業債を計上するものでございます。

6目消防債900千円につきましては、行政デジタル無線機器整備に対する財源として緊急防災・減災事業債を計上するものでございます。

7目教育債2,400千円につきましては、小学校空調施設工事に対する財源として学校教育施設等整備事業債を計上するものでございます。

8 目災害復旧債105,000千円のうち、現年発生農林水産業施設単独災害復旧事業13,000千円につきましては、林道不動沢線の橋台基礎洗掘に伴う復旧工事に対する財源として農林水産業施設災害復旧債を計上するものでございます。

現年発生農林水産業施設補助災害復旧事業92,000千円につきましては、林道明ヶ島線及び大尾大日山線の復旧事業に対する財源として農林水産業施設災害復旧債を計上するものでございます。

以上が、令和6年度森町一般会計補正予算(第4号)の概要でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第13、議案第55号「令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第55号「令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18,678千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,089,223千円とするものであります。

それでは、以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目一般管理費8,283千円につきましては、本年12月1日をもって現行の保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴うシステム改修費でございます。

主な改修内容につきましては、一点目として、マイナ保険証をお持ちでない人への資格確認書の交付等に関すること、二点目と

して、保険証情報とマイナンバーが正しく紐付いていることを御本人にも確認いただき、マイナ保険証を安心して使用できるようにするために、7月の保険証の一斉更新時に、被保険者証台紙へマイナンバーの下4桁を出力し通知すること、三点目として、マイナ保険証の利用登録は任意であることから、希望者に対して利用登録の解除手続を行うことができるようにするものです。

7款1項2目償還金10,395千円につきましては、保険給付費等交付金に係る返還金でございます。

国民健康保険の財政運営は都道府県が行っており、森町国民健康保険で支払った保険給付費については、その全額を県の保険給付費等交付金普通交付金で賄っております。

この度、本年2月の診療報酬が確定したことによる、保険給付費の精算に伴い、国民健康保険団体連合会より返還を受ける保険給付費等交付金を、県に返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、6款1項1目一般会計繰入金8,283千円につきましては、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴うシステム改修費に対する一般会計からの繰入金でございます。

8款3項4目雑入10,395千円につきましては、精算に伴う国民健康保険団体連合会からの返還金でございます。

以上が、令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第14、議案第56号「令和6年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第56号「令

和 6 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、予算第 4 条で定めた「資本的収入及び支出の予定額」について、第 1 款「資本的収入」第 1 項「国庫補助金」を 28,500 千円減額し、第 4 項「企業債」を同額 28,500 千円増額するものでございます。

なお、補正後の資本的収入予定額につきましては、616,306 千円で増減はございません。

また、予算第 5 条で定めた企業債の限度額につきましては、2,850 千円増額し、補正後の企業債限度額を 460,500 千円とするものであります。

それでは補正の内容を申し上げますので、付属資料の 1 ページを御覧ください。

「資本的収入及び支出の明細」、収入の国庫補助金でございますが、社会資本整備総合交付金が、当初予算で見込んだ額を 28,500 千円下回る内示額となりましたので、減額させていただくものでございます。

また、建設改良債につきましては、国庫補助金の減額に伴い、下水道事業債を 28,500 千円増額するものでございます。

以上申し上げまして、議案第 56 号「令和 6 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」の提案理由の説明といたします。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第 15、議案第 57 号「財産の減額貸付について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 57 号「財産の減額貸付について」提案理由の説明を申し上げます。

議 長

本案は、森町小中学校跡地利活用事業の実施に向け、旧泉陽中学校の利活用において、令和５年度に公募型プロポーザル方式により選定した優先交渉権者である、「しずおか教育開発研究所株式会社」と、旧泉陽中学校の土地賃貸借契約を締結するにあたり、提案された事業内容が、長期にわたる施設の安定的な活用を図り、教育的及び福祉的観点から地域課題の解決に資すると目されることから、町が実施した不動産鑑定額から算出した土地の賃貸借料年額306万円に対し、優先交渉権者より提案を受けております、賃貸借料年額120万円が妥当であると判断し、減額して貸し付けを行いたいことから、地方自治法第96条第１項第６号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

（ 吉 筋 恵 治 君 ）以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

６月13日午前９時30分、本会議を開き、条例・補正予算・一般議案に対する質疑を行います。

本日は、これで散会します。

（ 午前１０時３０分 散会 ）